

## 1. 環境保護地区について

環境保護地区は、市街地周辺に残された貴重な緑地や自然環境を保全し、後世に引き継ぐことを目的とし、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第3条に基づいて指定するもの。

環境保護地区においては、動植物の採取・損傷等の良好な自然環境を損なう行為が規制され、工作物の新築、宅地の造成等をしようとする者は、原則として予め市長に届出が必要になるなど、一定の行為規制がかけられる。また、環境保護地区の土地の所有者等に対しては、良好な自然環境が保たれるよう努めることとされており、指定にあたっては、保護協定を締結するとともに指定交付金等の助成を実施している。

指定は、地権者の理解と協力を得た上で、環境審議会の承認を受けて行うこととしており、平成6年に第一号となる「砂取環境保護地区」を指定し、現在までに、14箇所、指定面積約14.1haを環境保護地区として指定している。(詳細については、環境保護地区指定箇所一覧参照)

## 2. 新規指定について

### (1) 候補地

平成26年度に実施した4箇所の精密調査の結果を踏まえ、貴重な緑地として残していく必要があると考えられた、熊本市東区新生1丁目211番(2,380㎡・山林)を新規指定の候補地とした。



### (2) スケジュール(案)

- ・ 5月26日 第1回環境審議会(自然環境部会への付議)  
第1回自然環境部会(候補地の概要)
- ・ 7月中旬頃 第2回自然環境部会(現地調査)
- ・ 7月下旬～ 地権者への説明、意向確認等
- ・ 10月中旬頃 第3回自然環境部会(報告案の検討)
- ・ 2月中旬頃 第3回環境審議会(市長からの諮問、部会からの報告、答申案の審議)
- ・ 2月下旬頃 環境審議会からの答申
- ・ 3月中旬 指定

### 【参 考】

- 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(抜粋)  
(環境保護地区)

第3条 市長は、次に掲げる地域を環境保護地区として指定することができる。

- (1) 野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他の自然が残存するもの
- (2) 河川、湖沼、湧水池その他の水辺景観が優れている地域
- (3) 美観風致が優れている緑地を形成している地域
- (4) その他自然環境を保護する必要がある地域

2 市長は、前項の指定をするときは、熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。

### ○ 環境保護地区指定箇所一覧

H27.5.26 現在

指定番号	名称	所在地	指定年月日	指定面積(㎡)
1	砂取環境保護地区	中央区神水本町	H06.02.01	19,811.11
2	高平一丁目立野環境保護地区	北区高平一丁目	H06.11.01	5,045.76
3	池田三丁目富尾山環境保護地区	西区池田三丁目	H06.12.28	15,497.00
4	池田四丁目富尾山環境保護地区	西区池田四丁目	H06.12.28	8,893.00
6	新南部二丁目環境保護地区	東区新南部二丁目	H09.04.01	3,285.00
7	池田三丁目段畑環境保護地区	西区池田三丁目	H10.03.27	6,066.00
8	池田四丁目法成寺環境保護地区	西区池田四丁目	H10.03.27	27,182.00
9	上南部町・下南部二丁目環境保護地区	東区上南部一丁目 外	H10.03.27	11,020.00
10	上立田芭蕉屋敷環境保護地区	北区龍田七丁目	H10.03.27	8,477.99
11	龍田七丁目芭蕉鶴環境保護地区	北区龍田七丁目	H14.02.26	11,587.00
12	池田二丁目環境保護地区	西区池田二丁目	H16.06.29	2,576.00
13	御坊山環境保護地区	西区小島三丁目	H17.04.01	8,105.00
14	高橋稲荷環境保護地区	西区上代九丁目	H18.04.01	4,918.51
15	下硯川町横道環境保護地区	北区下硯川二丁目	H20.03.18	8,809.00
計	14箇所			141,273.37